隠岐

隠岐海区漁業調整委員会事務局

海区便り

はじめに

Vol.60

◎第303回(第20期第12回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員:葛西、吉田、前田、矢田、亀谷、田中、升谷、小中、安部委員

欠席委員:濱田委員

開催日時:平成27年2月17日(火) 10:30~12:00

開催場所:隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎1階会議室

議題

1. 次期(第7次)島根県栽培漁業基本計画について(諮問)

第7次島根県栽培漁業基本計画の最終案が、知事から隠岐海区漁業調整委員会へ諮問されました。 ※第302回隠岐海区漁業調整委員会で協議された素案から概ね変更はありませんでした。

【第6次との変更点(抜粋)】

○広域種(隣接県をまたがって漁獲される魚種)の推進体制に加え、地先種(移動性の少ない種)の推進体制 を追記。

- 広域種:マダイ、ヒラメ
- ・地先種:アワビ類、カサゴ、キジハタ、アカアマダイ等
- ○種苗の生産及び放流またはその育成を推進することが適当な水産動物の放流サイズと放流数量の変更。
 - ・マダイ、ヒラメについては、放流数量を減らしサイズを大きくする。
 - ・アワビ類については、過去の放流実績から放流数量を300千尾とする。

	魚種名	放流数量		放流時の大きさ	
		第6次	第7次	第6次	第7次
魚類	マダイ	1,000 千尾	550 千尾	全長 70 mm	全長 100 mm
	ヒラメ	700 千尾	350 千尾	全長 80 ㎜	全長 120 mm
	アカアマダイ	10 千尾	10 千尾※	全長 70 ㎜	全長 70 ㎜
貝類	アワビ類	500 千尾	300 千尾	殻長 30 ㎜	殻長 30 ㎜

※アカアマダイの数量については、変更の予定あり。

○アカアマダイの種苗生産の終了。

《審議の結果》この諮問について、原案のとおりで異議なしの答申をすることとなりました。

2. 島根県資源管理指針の変更について (報告)

太平洋クロマグロの小型魚の漁獲規制による資源管理が開始されることを受け、国の平成 26 年度補正予算により、支援措置として漁業収入安定対策事業における積立ぷらすの強度資源管理タイプの適用が決定されました。積立ぷらすの強度資源管理タイプを漁業者が活用するためには、あらかじめ、県資源管理指針に県内の漁業者が強度資源管理に取り組む旨を規定し、漁業者においては資源管理計画に自主的資源管理措置を規定する必要があります。この動きに伴い、本県においても資源管理指針の内容を以下のように変更する予定であることが報告されました。

【変更内容】

- (1) 魚種別資源管理に太平洋クロマグロを追記。
- (2) 定置漁業については、太平洋クロマグロを対象として操業を行う場合、強度の資源管理である休漁に 取り組む必要がある旨を追記。
- (3)漁業種類に沿岸くろまぐろ漁業(曳き縄漁業、一本釣り漁業)を追加し、強度資源管理として休漁に取り組む必要がある旨を記載。

隠岐地域では、養殖用種苗として小型クロマグロを漁獲していることから、委員からは漁獲規制の方法など について活発な質問や意見がありました。

3. 日韓漁業問題について(報告)

2014年漁期における日韓の排他的経済水域の相手国漁船の操業条件等に係る日韓漁業交渉が期限(2014年6月末)までに合意に至らなかったため、2014年7月1日から、相互入漁が中断していましたが、2015年1月9日に開催された第16回日韓漁業共同委員会で操業条件が決定し、2015年1月20日以降、相互入漁が再開されました。今回はその操業条件等について報告がありました。

【操業条件等について】

- (1) 2015年漁期 (2015年1月20日~2016年6月30日) の日韓両国のEEZにおける相手国漁船の総漁獲割当量は68, 204トン、総許可隻数は860隻。
- (2) 日本のEEZにおける韓国のはえ縄漁船の許可隻数を今後5年(2019年末)で2割削減する。
- (3) 韓国漁船の違法操業の根絶のための対策を強化する(韓国国内における罰則の強化や、漁獲量の虚偽記載根絶のための具体的措置の検討・実行)
- (4) 日本のまき網漁船のうち新型まき網漁船 (199トン型) の韓国EEZでの操業について、①2019年漁期 (2020年 6月まで) までの間、入漁を申請する全ての漁船の操業を確保、②日本のまき網漁船の許可隻数を今後5年で30隻 (6ヶ統) 削減する。

【日本海暫定水域における資源管理等について】

- (1) 日本海暫定水域における海底清掃事業を維持・拡大する。
- (2) 韓国政府は、日本水域における韓国漁船の違法操業を防止するため、ズワイガニ盛漁期を中心に浜田沖及び 隠岐北方水域に指導船を各1隻配備する。
- (3) 韓国漁船の放置漁具対策として実名制を徹底する

連絡先

隠岐支庁水産局内

隱岐海区漁業調整委員会事務局 Tel: 08512-2-9669

Fax: 0 8 5 1 2 - 2 - 9 6 7 4